

Q1	なぜ「口座振替済通知書」の発送を廃止したのですか。
A1	口座振替の結果については、預貯金通帳への記帳などにより確認できるため、省資源化と経費削減の観点から発送を廃止させていただくことといたしました。
Q2	振替された金額はどうやって確認するのですか。
A2	納税通知書に「振替日と振替される税額」を記載しておりますので、振替日以降に預貯金通帳への記帳などによりご確認をお願いいたします。
Q3	固定資産税を口座振替していて、確定申告の際に「口座振替済通知書」を利用していましたが、これからはどうすればよいのですか。
A3	確定申告の際に固定資産税を必要経費として申告される場合は、毎年5月に発送される「納税通知書」及び「課税明細書」で税額の確認ができますので、そちらをご利用ください。なお、「口座振替済通知書」は確定申告時に添付する必要のある書類ではございません。
Q4	熊本市以外でも「口座振替済通知書」は送っていないのですか。
A4	「振替日や振替額を納税通知書でお知らせしていること」や「預貯金通帳などにより振替結果が確認できること」から、全国の自治体や、国税庁においても同様の見直しが行われております。
Q5	口座振替の場合は領収証書を発行しなくてよいのですか。
A5	熊本市では、従来から口座振替により納付していただいた場合、領収証書は発行しておりません。納付のご確認につきましては、誠に恐れ入りますが、振替口座の預貯金通帳への記帳などによりお願いいたします。
Q6	車検時の納税証明書はどうすればよいのですか。
A6	軽自動車の車検につきましては、令和5年1月より検査協会の納税確認が電子化され（軽JNKS）、納税証明書の提示が原則不要となっております。（※二輪の小型自動車を除く） ただし、以下の場合は納税証明書の提示が必要となる可能性があります。 <ul style="list-style-type: none">・軽自動車税を納付した直後に車検を受ける場合（軽JNKSに納付情報が登録されるまでに1～3週間程度かかる場合があります）・中古車の購入直後・対象車両の名義変更をした直後・住所変更した直後・対象車両に過去の未納（前の所有者を含む）がある場合 ※二輪の小型自動車については、現時点では軽JNKS対象外のため、納税証明書の提示が必要です。ただし、二輪の小型自動車についても、令和7年1月～4月を目途に軽JNKS対応予定となっているため、納税証明書の発送を廃止いたします。